

県内感染期

県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。

目的

- 1)医療体制を維持する
- 2)健康被害を最小限に抑える
- 3)市民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方

- 1)感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替えます。
- 2)国内では、地域ごとに発生状況は異なり実施すべき対策が異なることから、都道府県ごとに実施すべき対策の判断を行います。
- 3)状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動についてわかりやすく説明するため、積極的な情報提供を行います。
- 4)流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減します。
- 5)医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめます。
- 6)欠勤者の増大が予測されますが、市民の生活及び経済の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続します。また、その他の社会活動をできる限り継続します。
- 7)受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑えることにより、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合には、できるだけ速やかに実施します。
- 8)状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図ります。

(1)実施体制

国は、基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴いて、その時点での基本的対処方針を変更し、国内感染期に入った旨及び国内感染期の対処方針を公示することとしています。

県では、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追うことができなくなった状態と判断した場合は、国の基本的対処方針の変更に基つき、県対策本部等の意見を踏まえ、県内感染期に入ったことを判断し、国の基本的対処方針及び県行動計画により必要な対策を行うこととしています。

◎ 緊急事態宣言がされている場合の県の措置

緊急事態宣言がされている場合には、県は必要に応じ、以下の対策を行います。

- ① 県は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づく他の地方公共団体による代行、応援等の措置の活用を行います⁵⁶。
- ② 県は、引き続き、県対策本部及び県対策本部幹事会により対応を検討します。
- ③ 県は、必要に応じ、福岡県感染症危機管理対策委員会を開催する等により、適宜学識経験者から意見を聴取します。
- ④ 県は、必要に応じ、県対策本部幹事会、その他連絡会議を開催し、県庁、政令市等、消防機関等の各部局がもつ情報を交換し、関係部局における認識の共有を図るとともに、県内感染期における対応について協議を行うなど、引き続き、連携を強化します。

市は、県と連携し、県の実施体制や県の実行対策等の情報を積極的に収集し、市行動計画により必要な対策を行います。また、海外における新型インフルエンザ等の発生により政府対策本部及び県対策本部が設置された時点で、市対策本部を設置します。

◎ 緊急事態宣言がされている場合の措置

- ① 緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、市は、必要に応じ、以下の対策を行います。
 - ・ 市は、新型インフルエンザ等のまん延により緊急事態措置を行うことができなくなった場合においては、特措法の規定に基づき福岡県知事による代行、他の市町村による応援等の措置の活用を行います⁵⁷。
- ② 市は、緊急事態宣言がなされた場合、引き続き法律に基づく市対策本部により、対応にあたります。

(2) 情報収集

市は、国及び県と連携して新型インフルエンザ等対策に関する情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、以下の取り組みに適宜、協力します。

県では次のとおり対策を行うこととしています。

● 情報収集等

県は、新型インフルエンザ等に関する国内外の各種情報を収集・分析し、状況把握に努めます。

● サーベイランス

政府行動計画では、全国での新型インフルエンザ等患者等の患者数が数百人程度に増加した段階の全数把握については、都道府県ごとの対応とされていることから、必要に応じ、国と協議を行った上で全数把握を中止し、通常のコサーベイランスを継続します。また、県等において実施している学校等における集団発生コ把握の強化については、通常のコサーベイランスに戻します。

⁵⁶ 特措法第 38 条、39 条

⁵⁷ 特措法第 38 条、39 条

(3) 情報提供・共有

(3)-1 情報提供

- ① 市は、引き続き、県と連携し、県内における新型インフルエンザ等の発生状況や対策の内容等について、できるだけ迅速に情報提供を行います。
- ② 市は、県と連携し、特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、流行状況に応じた医療対応の変更などの医療体制の周知や、学校・保育施設や職場での感染対策についての情報を、引き続き、適切に提供します。また、社会活動の状況についても、情報提供します。

(3)-2 情報共有

市は、新型インフルエンザ等の発生状況、ウイルス学的情報等の必要な情報について、県等の関係機関と情報共有を図ります。

(3)-3 相談窓口の継続

- ① 市は、県等と連携し、相談体制を継続します。
- ② 相談窓口の継続に当たっては、状況に応じた体制となるよう検討します。

(4) 予防・まん延防止

市は、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力します。
県では次のとおり対策を行うこととしています。

● 県内でのまん延防止対策

- ① 県等は、事業団体等を経由し、または直接住民、事業者に対して次の要請を行います。
 - ・ 住民、事業所、福祉施設等に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい、人混みを避ける、時差出勤等の基本的な感染対策等を強く勧奨します。また、事業所に対し、当該感染症の症状の認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を要請します。
 - ・ 事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請します。
 - ・ 公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう要請します。
- ② 県等は、医療機関に対し、地域感染期となった場合は、患者の治療を優先することから、患者との濃厚接触者(同居者を除く。)への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を原則として見合わせるよう要請します。患者の同居者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与については、国が、その期待される効果を評価した上で継続の有無を決定します。

● 学校・施設等への対応

県等は、引き続き、学校や社会福祉施設などの施設に対して新型インフルエンザの感染予防策の徹底や、施設内での有症状者の把握等を実施するよう要請します。

- ① 県等は、ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資するために目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業⁵⁸(学級閉鎖・学年閉鎖・休校)を行うよう学校の設置者に要請します。
- ② 県等は、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や、多数の者が居住する施設等に対して、新型インフルエンザ様症状を有する従業員の就業の自粛や面会者の制限等を含めた感染対策を強化するよう引き続き要請します。

● 防疫調査等

県等は、県内感染期となった場合は、患者の濃厚接触者を特定しての措置(外出自粛要請、健康観察等)を中止します。

◎ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、市は、上記の対策に加え、必要に応じて県が行う以下の対策について、県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、県からの要請に応じ、その取り組み等に適宜、協力します。

新型インフルエンザ等緊急事態であって、患者数の増加に伴い地域における医療体制の負荷が過大となり、適切な医療を受けられないことによる死亡者数の増加が見込まれるなど特別な状況において、県は、基本的対処方針に基づき、必要に応じ、以下の措置を講じます。

- ・ 県は、特措法第 45 条第 1 項に基づき、住民に対し、期間と区域を定めて、生活の維持に必要な場合を除きみだりに外出しないことや基本的な感染予防策の徹底を要請します。
- ・ 県は、特措法第 45 条第 2 項に基づき、学校、保育所等に対し、期間を定めて、施設の使用制限(臨時休業や入学試験の延期等)の要請を行います。要請に応じない学校、保育所等に対し、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行います。なお、県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表します。
- ・ 県は、特措法第 24 条第 9 項に基づき、学校、保育所等以外の施設について、職場を含め感染防止対策の徹底の要請を行います。特措法第 24 条第 9 項の要請に応じず、公衆衛生上の問題が生じていると判断された施設(特措法施行令第 11 条に定める施設に限る。)に対し、特措法第 45 条第 2 項に基づき、施設の使用制限又は基本的な感染対策の徹底の要請を行います。特措法第 45 条第 2 項の要請に応じず、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、県民の生命・健康の保護、県民生活・県民経済の混乱を回避するため特に必要があると認めるときに限り、特措法第 45 条第 3 項に基づき、指示を行います。なお、県は、特措法第 45 条に基づき、要請・指示を行った際には、その施設名を公表することとします。

⁵⁸ 感染が拡大するにつれて感染拡大防止の効果は低下することから、状況に応じて対策を緩和することも考えられます。

(5) 住民に対する予防接種

- ① 国においては、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給することとしており、市は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種を進めることとしています。
- ② 市は、国等からワクチンの有効性や副反応等に関する新たな情報が提供された場合は、市民や市内関係機関に速やかに情報提供します。

◎ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、上記の対策に加え、市は、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ・国は、国内発生早期の対策を継続し、ワクチンを確保し、速やかに供給することとしており、市は、特措法第46条に基づく住民に対する予防接種を進めます。

(6) 医療

- ① 市は、県と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援(見回り、食事の提供、医療機関への移送)や自宅で死亡した患者への対応を行います。
- ② 市は県からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。
県では次のとおり対策を行うこととしています。

● 患者への対応

帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を中止し、原則として、すべての医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行います。

- ・ 帰国者・接触者外来以外の医療機関でも患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来での診療体制からすべての医療機関において患者を診療する体制に切り替えるため、すべての医療機関に対し外来診療を行うよう要請します。
- ・ 慢性疾患により投薬が中止となる患者については、処方期間を普段より長くするなど、流行期間中の受診を可能な範囲で減らすように、医療機関に要請します。
- ・ 市町村、医療機関などの関係機関に対し、入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう周知します。
- ・ 入院については、入院協力医療機関での対応を基本としますが、流行が拡大した際には、すべての入院可能な医療機関で対応します。
- ・ 医師が、在宅で療養する患者に対して、電話による診療により新型インフルエンザ等への感染の有無や慢性疾患の状況について診断ができた場合、医師が抗インフルエンザウイルス薬等の処方箋を発行し、ファクシミリ等により送付することについて、国が示す対応方針を周知します。

● 医療機関等への情報提供

県は、引き続き、国が行う、医療機関及び医療従事者に対する新型インフルエンザ等の診断・治療に資する情報等の提供に協力します。

- 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・使用
 県は、引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄・在庫状況を把握し、必要に応じ、流通調整を行い、又は、国に対して、国備蓄分の配分等の要請を行います。
- 院内感染対策
 すべての医療機関に対して、新型インフルエンザ等に対する院内感染対策の徹底を要請します。
- その他
 県等は、引き続き、人口透析患者等、新型インフルエンザ等以外で医療が必要な患者の医療を確保するよう関係医療機関に協力を要請します。

◎ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合、県は、上記の対策に加え、必要に応じ、以下の対策を行います。

- ① 医療機関又は医薬品等製造販売業者、医薬品等製造業者若しくは医薬品等販売業者である指定地方公共機関は、業務計画で定めるところにより、医療又は医薬品若しくは医療機器の製造販売等を確保するために必要な措置を講じます⁵⁹。
- ② 県等は、国と連携し、区域内の医療機関が不足した場合には、患者治療のための医療機関における定員超過入院⁶⁰等を行うほか、臨時の医療施設⁶¹を設置し、医療を提供します。

臨時の医療施設は、医療体制の確保、感染防止及び衛生面を考慮し、新型インフルエンザ等を発症し外来診療を受ける必要のある患者や、病状は比較的軽度であるが在宅療養を行うことが困難であり入院診療を受ける必要のある患者等に対する医療の提供を行うため設置します。臨時の医療施設において医療を提供した場合は、流行がピークを超えた後、その状況に応じて、患者を医療機関に移送する等により順次閉鎖します。

(7) 市民の生活及び経済の安定の確保

市は、県からの要請に応じ、その取り組みに適宜、協力します。
 県では次のとおり対策を行うこととしています。

- 事業者への対応
 県は、事業者に対し、従業員の健康管理を徹底するとともに職場における感染対策を講じるよう要請します。
- 県民・事業者への呼びかけ
 県は、県民に対し、食料品・生活必需品等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また買占め及び売惜しみが生じないよう要請します。

⁵⁹ 特措法第 47 条

⁶⁰ 医療法施行規則第 10 条

⁶¹ 特措法第 48 条第 1 項及び第 2 項(保健所設置市以外の市町村も状況によっては設置します)

◎ 緊急事態宣言がされている場合の措置

緊急事態宣言がされている場合には、上記の対策に加え、必要に応じ、国・県・市・指定地方公共団体が連携して以下の対策を行います。

○ 業務の継続等

指定地方公共機関及び特定接種の実施状況に応じ登録事業者は、事業の継続を行います。

○ 電気及びガス並びに水の安定供給

電気事業者及びガス事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、電気及びガスの供給支障の予防に必要な措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

水道事業者、水道用水供給事業者及び工業用水道事業者である県、市町村等(一部事務組合等の特別地方公共団体を含む。)は、それぞれその行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講じます。

○ 運送・通信・郵便の確保

運送事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、体制の確認、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置を講じます。

電気通信事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、感染対策の実施、災害対策用設備の運用等、新型インフルエンザ等緊急事態において通信を確保するために必要な措置を講じます。

郵便事業を営む者及び一般信書便事業者である指定地方公共機関は、それぞれその業務計画で定めるところにより、郵便及び信書便の送達の確保、感染対策の実施等、新型インフルエンザ等緊急事態において郵便及び信書便を確保するために必要な措置を講じます。

○ サービス水準に係る県民への呼びかけ

県は、事業者のサービス提供水準に係る状況の把握に努め、県民に対して、まん延した段階において、サービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを呼びかけます。

○ 緊急物資の運送等

- ① 県は、緊急の必要がある場合には、運送事業者である指定地方公共機関に対し、食料品等の緊急物資の輸送を要請します。
- ② 県は、緊急の必要がある場合には、医薬品等販売業者である指定地方公共機関に対し、医薬品又は医療機器の配送を要請します。
- ③ 正当な理由がないにもかかわらず、上記の要請に応じないときは、県は、必要に応じ、指定地方公共機関に対して輸送又は配送を指示します。

○ 物資の売渡しの要請等⁶²

- ① 県は、対策の実施に必要な物資の確保に当たり、あらかじめ所有者に対し物資の売渡しの要請の同意を得ることを基本とします。なお、新型インフルエンザ等緊急事態により当該物資等が使用不能となっている場合や当該物資が既に他の都道府県による収用の対象となっている場合などの正当な理由がないにもかかわらず、当該所有者等が応じないときは、必要に応じ、物資を収用することとします。
- ② 県は、特定物資の確保のため緊急の必要がある場合には、必要に応じ、事業者に対し特定物資の保管を命じることとします。

○ 生活関連物資等の価格の安定等

- ① 県及び市は、県民生活及び県民経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行います⁶³。
- ② 県及び市は、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、県民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、県民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図ります。
- ③ 県及び市は、生活関連物資等の価格の高騰又は供給不足が生じ、または生ずるおそれがあるときは、国と連携し、それぞれその行動計画で定めるところにより、適切な措置を講じます。

○ 要援護者への生活支援

市は、基本的対処方針に基づき、在宅の高齢者、障がい者等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等を行います。

○ 埋葬・火葬の特例等⁶⁴

- ① 市は、火葬場の経営者に可能な限り火葬炉を稼働させるよう要請します。
- ② 市は、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保します。
- ③ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難であり、緊急の必要があると認めるときは、市長以外の市町村長が、国が定める埋葬又は火葬の許可等の埋葬及び火葬の手続の特例により行います。
- ④ 県は、遺体の埋葬及び火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施します。

○ 新型インフルエンザ等の患者の権利利益の保全等⁶⁵

国は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別の措置に関する法律に基づく措置の必要性を検討し、必要な場合には、行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置、期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置等の特例措置のうち当該新型インフルエンザ等緊急事態に対し適用すべきものを指定します。

⁶² 特措法第 55 条

⁶³ 特措法第 59 条

⁶⁴ 特措法第 56 条

⁶⁵ 特措法第 57 条